



目 次	ページ
規 則	
◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施（3件）（統計分析課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（福祉指導課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	2
○道路の区域変更（道 路 課）	2
公 告	
○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（農業担い手支援課）	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出（2件）	4
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
○政治団体の解散の届出	5
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	5
入札公告	
○一般競争入札（高知県庁本庁舎で使用する電気）の公告（管 財 課）	6
正 誤	
○正誤（令2・4・24付け 告示ほか）	8
----- 規 則 -----	
高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年8月21日 高知県知事 濱田 省司	
高知県規則第57号	

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

高知県災害救助法施行細則（昭和23年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の(1)のア中「24,300円」を「23,900円」に改め、同表の1の(1)のイ中「14,900円」を「14,700円」に改め、同表の1の(1)のエ中「14,400円」を「14,200円」に改め、同表の1の(1)のオ中「16,000円」を「15,600円」に改め、同表の1の(1)のカ中「21,200円」を「22,100円」に改め、同表の1の(1)のキ中「21,700円」を「22,600円」に改め、同表の1の(1)のク中「22,000円」を「23,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則の規定は、令和2年7月4日から適用する。

告 示

高知県告示第713号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和2年8月21日
高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
県民世論調査
- 調査の目的
県民のニーズ、意識等を把握し、県政運営の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
人
 - 属性
満18歳以上の県民
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 報告者の属性
 - 新型コロナウイルス感染症対策について
 - 県の基本政策について
 - 南海トラフ地震対策について
 - 県民の健康づくりについて
 - がん検診について
 - 県の文化振興について
 - 障害者スポーツ振興について
 - 県の広報について
 - その基準となる期日

調査日現在

- 報告を求める者
 - 数
3,000人
 - 選定方法
市町村の選挙人名簿により、満18歳以上の県民を層化二段無作為抽出法により選定する。
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が民間事業者を經由して報告を求める。
 - 調査方法
郵送による調査
- 報告を求める期間
 - 調査の周期
1年
 - 調査の実施期間
令和2年8月下旬から同年9月中旬まで

高知県告示第714号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和2年8月21日
高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
少子化に関する県民意識調査
- 調査の目的
出会いから結婚、子育てまで切れ目のない支援を推進する上での基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
人
 - 属性
満18歳以上39歳以下の県民
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 報告者の属性
 - 結婚、妊娠及び出産並びに子育ての環境についての意識等
 - 結婚、妊娠及び出産並びに子育てへの支援の取組についての意識等
 - 出会い・結婚についての意識等
 - 子育てについての意識等
 - 三世同居・近居についての意識等
 - その基準となる期日

調査日現在
 5 報告を求める者
 (1) 数
 4,000人
 (2) 選定方法
 市町村の選挙人名簿により、満18歳以上39歳以下の県民を層化二段無作為抽出法により選定する。
 6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が民間事業者を經由して報告を求める。
 (2) 調査方法
 郵送による調査
 7 報告を求める期間
 (1) 調査の周期
 1年
 (2) 調査の実施期間
 令和2年8月下旬から同年9月上旬まで
高知県告示第715号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 令和2年8月21日
 高知県知事 濱田 省司

1 調査の名称
 高幡地域事業所の健康経営実態調査
 2 調査の目的
 高幡地域に所在する事業所の主体的な健康づくりの取組（健康経営）の実態を把握し、働き盛り世代の健康づくりの重要性を周知することにより、業種団体、事業主及び衛生担当者の従業員の健康づくりに対する意識の向上に資するための基礎資料とするため。
 3 調査対象の範囲
 (1) 地域
 高知県須崎福祉保健所管内の市町（須崎市並びに高岡郡中土佐町、禰原町、津野町及び四万十町）
 (2) 単位
 事業所
 (3) 属性
 従業員数がおおむね20人以上の事業所
 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 (1) 報告を求める事項
 ア 事業所名
 イ 所在地
 ウ 電話番号
 エ 担当者名
 オ 従業員数

カ 業種
 キ 衛生推進体制
 ク 健康管理の取組
 ケ たばこ対策の状況
 コ 運動指導の状況
 サ メンタルヘルスケアの状況
 シ 栄養指導の状況
 ス その他の保健指導（睡眠、口腔保健等）の状況
 セ 従業員の健康課題
 ソ その他の取組（健康経営、高知家健康パスポート及び高知県ワークライフバランス推進企業認証）
 (2) その基準となる期日
 令和2年7月31日
 5 報告を求める者
 (1) 数
 約150事業所
 (2) 選定方法
 県が作成したリストによる全数
 6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が報告者に直接報告を求める。
 (2) 調査方法
 郵送及びファクシミリによる調査
 7 報告を求める期間
 (1) 調査の周期
 1回限り
 (2) 調査の実施期間
 令和2年8月20日から同年9月30日まで
高知県告示第716号
 介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。
 令和2年8月21日
 高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和2年1月1日	大島仁 香南市野市町下井632-10	大島歯科医院 香南市野市町下井632-10 居宅療養管理指導

高知県告示第717号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
 令和2年8月21日
 高知県知事 濱田 省司

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和2年1月31日	株式会社ひまわり 吾川郡いの町天王南二丁目13番地8	居宅介護支援事業所ひまわり 吾川郡いの町天王南二丁目13番地8 居宅介護支援
令和2年5月1日	株式会社ライオンのくすりやさん 安芸市宝永町8-20	あにまる薬局本店 安芸市宝永町8-20 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
令和2年5月31日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町常通寺島335番地3	デイサービスセンターのいち 香南市野市町東野1652-1 通所介護
令和2年6月30日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町常通寺島335番地3	グループホーム香美安心ハウス 香南市香我美町岸本イノ丸1-2 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

高知県告示第718号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年8月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 椎名室戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
室戸市領家字ドロケ谷672番1から 室戸市領家字ドロケ谷671番2まで	前	18.0 }	86
	後	15.5 }	86
		21.0	

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年8月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
南国市岡豊町小籠字土居593番1	田	1,418㎡
南国市岡豊町小籠字土居613番	田	826㎡
南国市岡豊町小籠字土居614番	畑	657㎡

- 2 申請に係る農地の利用の現況
農地法第33条第1項に規定する耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第78条第1号イに掲げる農地に該当する。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による知事の裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に当該農地を貸し付ける。

- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年10月1日	5年	116,040円

- 5 意見書の提出
申請に係る農地の所有者等（農地法第32条第1項に規定する所有者等をいう。）は、次に掲げるところにより知事に対して意見書を提出することができる。

- (1) 意見書の提出期限

令和2年9月4日

- (2) 意見書の提出先

高知県農業振興部農業担い手支援課

- (3) 意見書において明らかにすべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党高知県第1区総支部 (武内 則男)	武内 恵子	高知市永国寺町2-1	○	令2・7・10

高知県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高知れいほく新党	加藤 和	藤川 豊文	長岡郡本山町助藤1372	令2・7・17
山岡ひさし後援会	山岡 寿	山岡 寿	吾川郡いの町枝川456	令2・7・27

高知県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県不動産支部 (山下 徳隆)	藤本 武志	西川 正志	異動なし	令2・6・15
新		山下 徳隆	矢間 慎一		
旧	自由民主党吾川郡仁淀川町池川支部 (橋本 眞一)	橋本 眞一	異動なし	吾川郡仁淀川町竹ノ谷851	令2・7・20
新				自由民主党仁淀	

川町池川支部 (山中 隆志)	志		淀川町竹ノ谷560	
-------------------	---	--	-----------	--

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	高知県宅建政治連盟 (山下 徳隆)	藤本 武志	西川 正志	異動なし	令2・6・15
新		山下 徳隆	矢間 慎一		
旧	日本遺族政治連盟高知県本部 (竹内 範明)	異動なし	山岡 政国	異動なし	令2・7・1
新			岩村 俊夫		

高知県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
久武啓士後援会	久武 啓士	令2・7・22
浜のりし後援会	森光 良夫	令2・7・28

監 査 公 表

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年8月21日

高知県監査委員
2 高行管第149号
令和2年7月13日

高知県監査委員 様

高知県知事

令和元年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和2年2月26日付け元高監報第14号で報告のありました、令和元年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

第1 監査委員の意見

1 取得について

限られた財源を有効に活用することが求められているが、試験研究機器の取得に当たって、必要性や経済性を検討したうえで、適正な事務手続を経て購入していた。

最少の費用で最大の効果を得るという観点から、試験研究機器の取得に当たっては、今後も費用対効果を十分に検討するよう求める。

2 管理について

試験研究機器は機器本体が高額であるだけでなく、保守点検費用や修繕費用も高額になることが多いが、使用可能なため修繕をしないまま使用している機器は21点、使用できないもののうち廃棄する予定のない機器は6点であった。これらの機器については、費用対効果の検討を行い、必要があるものは速やかに修繕を、また、それ以外のもので、特に処分することに支障のないものは、速やかに不用決定の判断・対応を行うよう求める。

また、保守点検費用はやむを得ない支出ではあるが、なお、高額なものについては、必要に応じ、保守点検業者と交渉を行うなど、その節減に努めるとともに、使用料・手数料収入が見込める機器については、利用促進を図り、収入の増加に努められたい。

近年、様々な災害が各地で発生しているが、防災対策を行っている機器は一部にとどまっていた。防災対策を行っていない機器のなかには、その機器自体が大型で転倒するおそれのないものや、小型・可動機器で固定できない機器等も含まれているが、改めて、保管場所や保管方法を含めて確認し、必要に応じて防災対策を講じるよう求める。

県職員以外の者が機器を利用することのある3機関では、利用者の過失による事故の際の対応を条例で定めていた。条例で定めていない機関についても、今後、県職員以外の利用が見込まれる場合は、損害賠償に係る紛議を回避するため、事故の際の対応を条例で規定するよう努められたい。

3 利活用について

試験研究機器の耐用年数は4年又は5年のものが多いが、耐用年数を超えて長期に使用している機器が大半を占めており、実際の稼働が可能な間は使用し続けているのが現状であった。

社会環境の変化が激しい中で、地域産業等のニーズに応える研究や技術開発が求められており、多くの試験研究機器において、機器導入による試験研究の成果が認められた。今後も引き続き、機器の選定にはその用途を十分に検討するとともに、機器を有効に活用し、十分な成果を上げるように努められたい。また、成果が少ない試験研究機器については、現状の分析を十分に行い、今後の利活用等について検討するとともに、次の機器選定の際の教訓とされたい。

使用率は、購入からの経過年数とともに低くなっていく傾向がみられた。機器の陳腐化や老朽化に伴い、使用率が低下することはやむを得ないが、使用状況と維持管理に係る費用と使用見込等を比較検討したうえで、今後の使用方針を再度確認されたい。

なお、今後の使用方針の確認に当たり、使用状況の把握は重要な事項となるため、使用簿を作成するなど、使用状況を正確に把握するように努められたい。

4 処分について

試験研究機器の処分に当たっては、売却することで収入が得られ、廃棄の場合に発生する処分費用が不要となり、経費削減はもとより歳入確保に貢献するものであるが、機器の処分に際して売却を検討したものの、実際に売却できたものは約3割にとどまっていた。

機器を使用しなくなった場合には、陳腐化する前に、譲渡や売却と廃棄等との比較検討を行い、有益な処分に努められたい。

第2 措置の内容

1 取得について

試験研究機器の取得に当たっては、最少の費用で最大の効果を得るという観点から、今後も費用対効果を十分に検討していきます。

2 管理について

(1) 使用可能なため修繕をしないまま使用している機器について

ア 衛生環境研究所が保有する機器1点

4つの試料を1つずつ低温灰化する低温灰化装置については、低温灰化する4箇所のうち、1箇所が故障している状態です。故障箇所は装置が古く修繕できませんが、他の3箇所が使用可能であるため、修繕せずに使用します。

イ 工業技術センター及び紙産業技術センターが保有する機器16点

意見をいただいた機器については、導入から長期間経過し、性能の劣化や機能の低下などが一部認められるものの、使用に支障がないため、修繕していません。今後の使用に当たっては、看過できない程度の性能の劣化や機能低下が生じた場合には、修繕を検討していきます。

ウ 農業技術センターが保有する機器 2点

近赤外自動分析器については、現在使用している機器が不具合になった場合の部品を取るために保管していましたが、老朽化のため速やかに不用決定を行い、廃棄処分を行うこととします。

ガスクロマトグラフについては、使用頻度が低いものの、他の測定機器では測定できない揮発しやすい化合物を測定する際に必要であるため、廃棄せず保管します。

エ 森林技術センターが保有する機器 1点

蒸気プレス装置については、現在、該当する研究テーマがないことから使用していませんが、処分に要する費用、譲渡により得られる利益、今後の研究ニーズを比較検討したうえで、令和2年度中に今後の取扱いを決定します。

オ 水産試験場が保有する機器 1点

水中テレビロボットシステムについては、今後の使用の見込みがないため、令和2年度中に廃棄する予定です。

(2) 使用できないもののうち廃棄する予定のない機器について

ア 衛生環境研究所が保有する機器 2点

島津ガスクロマトグラフ分析装置システム一式については、修繕が可能であるかを調査中です。調査の結果、修繕が可能である場合は速やかに修繕して利活用し、修繕ができない場合は不用決定を行います。

高速液体クロマトグラフについては、他の高速液体クロマトグラフの分析機器が古く、メーカーに修繕用の部品が揃っていないことから、その機器が故障したときに、故障した部品と当該高速液体クロマトグラフの部品を交換するために保管します。

イ 工業技術センターが保有する機器 2点

低分子量ガスマス及び冷熱衝撃試験機については、企業利用の可能性が高いが修繕費用が高額となることから、現状のまま保有していたものですが、今後、企業の利用ニーズと費用対効果等を検証のうえ、対応を決定していきます。

ウ 畜産試験場が保有する機器 2点

キャピラリーガスクロマトグラフについては、平成11年度に導入し、平成14年度の試験終了から長期間が経過して老朽化し、カラム等各部に故障が見られ、交換が必

要な部品については現在製造されていないものもあることから、令和元年度に不用廃棄決定を行いました。廃棄については、処分費用の発生が見込まれるため、令和2年度又は3年度に廃棄処分を行うこととします。

遺伝子解析システム（オートシーケンサー）については、平成16年度に導入し、平成20年度の試験終了から長期間が経過しており、再稼働させるためには、内部の部品及び解析ソフトやパソコンの交換等に要する費用が概算で160万円以上となる見込みです。また、現在では古い型となるため、能力が劣るものとなっており、当該機器を使用する研究課題に取り組む予定はないため、処分することとします。処分方法については、高知大学が当該機器を修繕して学生の教育用に使用する可能性があることから、令和2年度に高知大学において使用の有無を判断していただき、その結論を受けてから、譲渡又は廃棄を決定します。

(3) 保守点検費用について

保守点検費用については、必要に応じ、保守点検業者との交渉や価格競争による業者の選定などにより経費節減に努めるとともに、使用料・手数料収入が見込める機器については、設備利用に関する企業への広報を強化するなど、収入の増加に努めます。

(4) 防災対策について

防災対策については、機器によっては、機器自体が大型で転倒するおそれのないものや、小型・可動機器で固定できない機器もありますが、改めて保管場所や保管方法を確認し、必要に応じて、固定具や耐震マットを設置するなど、防災対策を講じます。

(5) 利用者の過失による事故の際の対応について

衛生環境研究所、海洋深層水研究所、農業技術センター、農業技術センター果樹試験場、農業技術センター茶業試験場、内水面漁業センター及び水産試験場においては、県職員以外の者が機器を利用することは想定していません。

畜産試験場においては、令和2年度から募集により受け入れた研修生が、県職員の指導のもと機器を使用します。同場は、施設の性質上、県民の方の利用を制限している施設であるため、設置及び管理に関する条例を定めておりませんが、研修中に研修生が職員の指導に従わず故意に損害を与えた場合は、高知県財産規則第50条第2項の規定に基づき、損害賠償の請求等必要な措置を講じることとなります。

3 利活用について

今後も引き続き、機器の選定にはその用途を十分に検討するとともに、機器を有効に活用し、十分な成果を上げるよう

に努めます。

また、成果が少ない試験研究機器については、現状の分析を十分に行い、今後の利活用等について検討していきます。

なお、機器の使用に当たっては、使用簿を作成するなど、使用状況を正確に把握するよう努め、使用状況と維持管理に係る費用と使用見込等を比較検討したうえで、適宜、使用方針を見直します。

4 処分について

使用しなくなった機器については、陳腐化する前に、譲渡や売却と廃棄等との比較検討を行い、有益な処分に努めます。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年8月21日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

高知県庁本庁舎で使用する電気 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期間

令和3年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで

(4) 購入物品の納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札説明書による。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物

<p>品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県総務部管財課 電話番号088-823-9322</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和2年8月21日（金）から同年9月24日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和2年8月21日午前9時から同年9月24日午後5時までの間に高知県総務部管財課のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110801/）で交付する。</p> <p>(3) 入札の日時及び場所 入札書を令和2年10月15日（木）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 ア 日時 令和2年10月20日（火）午前10時 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第5会議室</p> <p>4 その他</p>	<p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和2年9月24日午後4時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和2年9月14日（月）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p>	<p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Government, Main Building</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Thursday 24 September 2020</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Thursday 15 October 2020</p> <p>(4) Contact: Property Management Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9322</p> <p>(5) Others: As in the tender documentation</p>
--	--	---

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤																				
令2・4・24	号外30	○告示	8	中 (44~45) 右 (1~8)	<table border="1"> <tr> <td>208-92-001</td> <td>久礼広谷川</td> <td>宿毛市平田町黒川 (別紙図面のとおり)</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>208-99-007</td> <td>大海谷川(6)</td> <td>宿毛市小筑紫町湊 (別紙図面のとおり)</td> <td>土石流</td> </tr> </table>	208-92-001	久礼広谷川	宿毛市平田町黒川 (別紙図面のとおり)	土石流	208-99-007	大海谷川(6)	宿毛市小筑紫町湊 (別紙図面のとおり)	土石流	<table border="1"> <tr> <td>208-92-001</td> <td>久礼広谷川</td> <td>宿毛市平田町黒川 (別紙図面のとおり)</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>208-99-006</td> <td>ヤイト川(2)</td> <td>宿毛市平田町戸内 (別紙図面のとおり)</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>208-99-007</td> <td>大海谷川(6)</td> <td>宿毛市小筑紫町湊 (別紙図面のとおり)</td> <td>土石流</td> </tr> </table>	208-92-001	久礼広谷川	宿毛市平田町黒川 (別紙図面のとおり)	土石流	208-99-006	ヤイト川(2)	宿毛市平田町戸内 (別紙図面のとおり)	土石流	208-99-007	大海谷川(6)	宿毛市小筑紫町湊 (別紙図面のとおり)	土石流
208-92-001	久礼広谷川	宿毛市平田町黒川 (別紙図面のとおり)	土石流																							
208-99-007	大海谷川(6)	宿毛市小筑紫町湊 (別紙図面のとおり)	土石流																							
208-92-001	久礼広谷川	宿毛市平田町黒川 (別紙図面のとおり)	土石流																							
208-99-006	ヤイト川(2)	宿毛市平田町戸内 (別紙図面のとおり)	土石流																							
208-99-007	大海谷川(6)	宿毛市小筑紫町湊 (別紙図面のとおり)	土石流																							
令2・5・7	10233	○告示	12	中 (8~17)	<table border="1"> <tr> <td>II-5885</td> <td>仲 洞 (3)</td> <td>高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>II-5888</td> <td>仲 洞 (6)</td> <td>高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	II-5885	仲 洞 (3)	高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-5888	仲 洞 (6)	高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	<table border="1"> <tr> <td>II-5885</td> <td>仲 洞 (3)</td> <td>高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>II-5886</td> <td>仲 洞 (4)</td> <td>高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>II-5888</td> <td>仲 洞 (6)</td> <td>高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	II-5885	仲 洞 (3)	高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-5886	仲 洞 (4)	高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-5888	仲 洞 (6)	高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5885	仲 洞 (3)	高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊																							
II-5888	仲 洞 (6)	高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊																							
II-5885	仲 洞 (3)	高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊																							
II-5886	仲 洞 (4)	高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊																							
II-5888	仲 洞 (6)	高岡郡禰原町仲洞 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊																							
令2・7・27	10256	○告示	11	左 (36~38)	<u>大蔵庵谷川(2)</u>	<u>大蔵庵谷川(3)</u>																				